

社保審一介護給付費分科会	
第260回 (R8.7.9)	小泉委員提出資料

全国老施協発第639号  
令和8年7月9日

社会保障審議会介護給付費分科会長  
岩村 正彦 様

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会  
会長 大山 知子  
(公印省略)

### 令和9年度介護報酬改定に向けた要望

私たち高齢者福祉・介護事業者は、今日まで長きにわたり地域を支え、そこに暮らす人々の生活を守る砦として歩んでまいりました。また、緊急災害時には福祉避難所として避難者お一人おひとりの生活に寄り添い、利用者のケアを途切れることなく継続することを大きな使命とし、その役割を担い続けております。

将来においても、2040年問題を展望するとその役割はますます大きくなり、欠かすことのできない存在として期待され、私たちもそのような存在であり続けたいと覚悟をもっております。

しかし、近年は人手不足や物価高騰の影響を受け、経営環境は一層厳しさを増しており、とりわけ離島・中山間地域においては極めて深刻な状況に直面しています。今後、介護事業を休止・廃止する事業者の急増が現実のものとなりつつあり、そうなれば地域での介護サービスの必要量を充足できず、地域の介護崩壊ともいべき国民生活を支えられない危機的な状況に陥ってしまいます。

このような中での令和9年度介護報酬改定においては、経営の安定に向けた報酬体系の見直しと大幅な介護報酬の増額等によって、我が国を支える高齢者福祉・介護の基盤を守るとともに、2040年の大都市部、一般市等、中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制を構築するための未来への投資となる見直しを進めていただきますよう強く要望いたします。

#### 全国老施協の重点要望

1. 経営の安定に向けた報酬体系の見直し及び基本報酬の大胆な底上げ
2. 複雑化したサービス体系の簡素化
3. 経過的な小規模介護老人福祉施設の基本報酬について
4. 軽度者への生活援助サービス等に関する在り方について
5. 地域区分の見直しについて
6. 大規模修繕や建て替えに対する補助について

## 1. 経営の安定に向けた報酬体系の見直し及び基本報酬の大胆な底上げ

当会の調査によれば、特養の経営状況は、令和6年度の収支差率が0.0%と過去最低水準であり、事業の継続運営が成り立たない危険水域に達しており、赤字施設の割合は49.5%まで増加しています（収支状況等調査）。物価高騰や世界情勢が不安定な中、今後も施設の運営コストは増加が続くことが予想され、施設運営はさらに厳しい見通しとなっております。また、今年5月の消費者物価指数を見ても、生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は前年同月比で1.8%上昇しており、今後も2%程度のインフレが続くと見込まれます。

処遇改善や物価高騰への対応は、令和6年度介護報酬改定以降、毎年、ご対応いただいているものの、介護職員の賃金は全産業平均と比べ8.2万円の差があり、また補正予算による物価対応については自治体間の格差が問題となっています。

今日のように社会情勢の変化が激しい時代においては、3年ごとの介護報酬改定サイクルも見直されるべきです。3年間据え置くのではなく、毎年の状況に応じて柔軟に対応していく仕組みとし、「他産業と遜色のない賃上げの実現」、「物価上昇（見通し）分への的確な対応」及び「経営の安定のための原資の確保」のいずれにも効果の挙がる適切な対応を要望します。

その上で、令和9年度介護報酬改定においては、将来にわたり安定した事業運営を継続するための基本報酬の大胆な底上げを求めます。

また、食費の高騰に歯止めがかからず、令和8年8月の基準費用額見直し（100円増）では十分賄えません。居住費も水道光熱費の上昇に足りていないため、介護報酬とともに食費・居住費における基準費用額の更なる見直しを求めます。

## 2. 複雑化したサービス体系の簡素化

介護保険制度における加算は年々増加し、特養では現在78種類にも及び、介護報酬に占める加算収入の割合は約2割にも上ります。加算要件は多岐にわたり、各種法令や運営基準上の義務、加算取得の要件となる法定研修・訓練、委員会等が増加し、現場・事務双方に大きな負担が生じています。さらに加算による収入増よりも加算要件を満たすための経費負担（専門職の増員やテクノロジー導入など）がそれを上回るなど、報酬が見合わないケースが少なくありません。そのため、現在の物価高騰や人材確保が極めて困難な状況が続く中にあることは、多くの施設が加算の取得を躊躇せざるを得ない実情があります。

これらのことから制度の安定性に資するよう、加算の整理・統合を含めて、制度をシンプルで実効性のあるものへ見直しを求めます。

加算の整理にあたっては、取得率が高いものを単純に基本報酬に組み込むのではなく、政策的な見地から基本報酬化が妥当か否か検討するとともに、取得率が低いものについては、政策的に正しくとも加算額が原価に見合った適正な評価がなされているか、要件が過度に厳しくなっていないかなどの検証が必要と考えます。また、研修・訓練、委員会等について、適正な実施方法や回数への見直しを求めます。

### 3. 経過的小規模介護老人福祉施設の基本報酬について

歴史的経緯と特殊事情に配慮した「経過的小規模介護福祉施設サービス費」については、その必要な対象範囲について議論が重ねられ、令和6年度介護報酬改定において一定の整理がされた上で引き続き検討することとなりましたが、当会としてはこれ以上の議論の余地はなく整理を終えていると認識しています。このため、過疎地域等における事業継続に資する介護報酬単価として経過的という位置づけではない「小規模介護福祉施設サービス費」の創設を提案します。

令和7年度老健事業「小規模特養の経営状況等に関する調査研究事業」による調査では、2023年度、2024年度ともに法人、拠点、施設のすべての単位において4割以上が赤字であり、極めて厳しい経営実態が明らかになりました。地域に介護保険施設サービスを維持するため、安定的な事業運営に必要な基本報酬の増額を求めます。

また、令和6年度介護報酬改定では、離島・過疎地域以外に所在し、かつ他の介護老人福祉施設と一体的に運営されている小規模特養について令和7年4月から経過的単価の対象から外されました。対象施設からは、約1割の減収が見込まれることから赤字に転落ないしは赤字幅の拡大に陥り、事業継続が困難になるとの意見が寄せられています。当該施設の動向を注視して、必要に応じて適切な対応をお願いします。

### 4. 軽度者への生活援助サービス等に関する在り方について

全国老協は、要介護1、2の訪問介護及び通所介護を介護保険給付から切り離し、総合事業へ移行することに反対します。

要介護1、2は、専門職による適切な支援により在宅生活の維持・継続が可能な層であり、サービスの縮小は重度化や入院・施設入所の増加、家族介護負担の増大を招くおそれがあります。また、認知症高齢者も多く含まれており、早期からの専門的支援を重視する認知症施策推進基本計画の方向性とも整合しません。さらに、総合事業は自治体ごとの財政力や人材確保状況に左右されるため、地域間格差の拡大が懸念されるほか、要介護者を受け入れる十分な体制も整っておりません。加えて、人材不足や物価高騰に直面する訪問介護・通所介護事業所の経営悪化や撤退を招き、地域の在宅サービス基盤の弱体化につながるおそれがあります。

以上のことから、要介護1、2の訪問介護及び通所介護は、総合事業ではなく介護保険給付であるべきであり、今必要なのは、軽度者へのサービス削減ではなく、自立支援・重度化予防機能を強化するための訪問介護及び通所介護への適切な評価と基盤整備と考えます。

### 5. 地域区分の見直しについて

令和6年8月の人事院勧告に基づき国家公務員給与の地域手当が見直されたことで、国は介護報酬の地域区分もこれに準拠して見直すこととしています。

見直しにあたり、公務員の地域手当を基準としつつ、急激な報酬変動を緩和するため、市町村の意向を確認した上で経過措置や特例が設けられることとされていますが、この度の地域手当の改定は、都道府県単位を原則とした過去にない大規模な見直しであり、介護保険の地域区分に大きな変動をもたらします。

現在、令和9年度介護報酬改定に向けて賃金格差や物価高騰への対応を含めた審議が進められているところですが、介護報酬が引き上げられたとしても、地域区分の見直しによる影響で相殺され、実質的にマイナス改定となってしまう場合は、事業の安定運営につながらないどころか、廃業する事業者も出てきかねません。

厳しい経営環境が続く中で、施設運営に過度な影響を与えるような見直しは避けるべきです。

当会が実施した調査では、上乗せ割合が下がる府県に所在する老協組織の69.0%が地域区分に関する協議を行い、そのうち85.0%の組織において上乗せ割合が下がらないよう自治体に陳情をしています。

地域区分の見直しにあたっては、サービス事業者の声によく耳を傾け、地域の実態を十分に考慮した慎重な議論を重ねていただくよう強く要望します。

## 6. 大規模修繕や建て替えに対する補助について

2040年には、介護と医療ニーズを抱える85歳以上人口の増加を中心とした高齢化の進行と、生産年齢人口の減少が見込まれており、今後は人口減少の地域差を踏まえたサービス提供体制の構築が喫緊の課題です。

現在、近年の災害の激甚化・頻発化に加え、南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模災害が予見される中、多くの特養、養護、軽費・ケアハウスなどの高齢者福祉・介護施設は、地域における福祉・介護の提供機能のみならず、災害時における要介護高齢者や障害のある高齢者の避難の受け入れや福祉支援の提供を担う災害福祉拠点として、その機能を維持・存続していくことが求められています。

このような中での大規模修繕や建て替えは、2040年を見据えた各自治体の介護保険事業（支援）計画に沿うことが極めて重要であり、国土強靱化の推進の観点からも、災害福祉拠点としての役割を担う特養等に対して、既存施設の長寿命化（大規模修繕や建て替え）に係る国による施設整備補助が図られるよう要望します。

また、令和4年老健事業「特別養護老人ホームの入所申込者の実態把握に関する調査研究」報告書の入所申込者登録者数の内訳をみると従来型のみ申込が平均104.2名、ユニット型のみ申込が平均68.4名と差があり、従来型へのニーズが高まっていることは明らかです。そのため、地域の介護ニーズに応じて従来型個室・従来型多床室への大規模修繕や建て替えができるよう補助の仕組みの見直しを求めます。

以上